

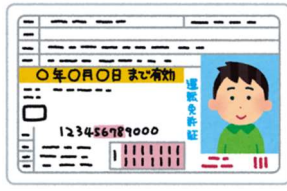




ワンストップ申請には添付書類が必要です

ワンストップ申告特例制度を申請される際には、個人番号(マイナンバー)を記載する欄のある「申告特例申請書」に、個人番号の確認ができるものと、身元(実在)確認ができるものを添付して、寄附をした翌年の1月10日までに飯島町へ送付いただく必要があります。

以下の表をご参考に添付書類のご用意をお願いします。

Aパターン	Bパターン	Cパターン
「個人番号カード」を持っている方	「通知カード」を持っている方	「個人番号カード」「通知カード」のどちらも持っていない方
マイナンバーカードの写し(両面) 	通知カードの写し(両面)  身分証の写し(両面)※ 	住民票(個人番号付)の写し  身分証の写し(両面)※ 

※以下のいずれかの身分証の写し

・運転免許証・運転経歴証明書・旅券(パスポート)・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書(※顔写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるもの)

※上記身分証写しの提示が困難な場合は、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書などの2つ以上の書類の提示

(身分証例)



又は



+



↓ご確認後、ご返送ください↓

- 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を漏れなく記入捺印されましたか？
- 添付書類は正しくそろっていますか？
- 添付書類に記載の内容は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」と同一ですか？(住所等)
- 提出日は「寄附をした翌年の1月10日」以前ですか？

【申請時の内容に変更が生じた場合】

上記で申請いただいた内容に変更が生じた場合(引越等による住民票の異動、入籍等による氏名の変更等)は、寄附いただいた年の翌年1月10日までに「市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を提出いただく必要がありますので、その際には必ずご連絡ください。

(提出されない場合、ワンストップ特例制度が適用されなくなりますのでご注意ください。)

Aパターンの方

マイナンバーカードの写し(両面)

Bパターンの方

通知カードの写し(両面) + 顔写真付き身分証の写し(運転免許証・パスポートなど)

Cパターンの方

住民票の写し(個人番号付) + 顔写真付き身分証の写し(運転免許証・パスポートなど)

返 送 先

〒399-3797 長野県上伊那郡飯島町飯島 2537 番地
飯島町役場 地域創造課 地域係 ふるさと納税担当 宛

